

岐阜県公報

第 二 千 三 百 五 十 号
平 成 二 十 四 年 六 月 一 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知 (治 山 課) 三六五
 保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知 (同) 三六六
 保安林における許可をすべき皆伐面積の限度 (同) 三六六

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請 (環 境 生 活 政 策 課) 三六七
 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (同) 三六七
 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商 業 流 通 課) 三六七
 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (同) 三六八
 土地改良事業の工事の完了 (農 地 整 備 課) 三六九
 公共測量の実施 (用 地 課) 三六九
 土地改良区役員の退任及び就任 (下 呂 農 林 事 務 所) 三六九
 土地改良区の定款の変更認可 (同) 三七一

告 示

岐阜県告示第二百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
加茂郡八百津町野上字寺洞三三〇の八
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施設要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十四年六月一日

岐阜県知事 古 田 義 壽

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
本県市法林寺宇東目辺四五八の一〇、四五八の一
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び本県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十一号

保安林の平成二十四年度における皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により公表する。

平成二十四年六月一日

岐阜県知事 古 田 義 壽

保安林種別	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積 (単位：ha)	
		水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
高 原 川	高山市（旧上荘村の区域に限る。）、飛騨市（旧神岡町の区域に限る。）、	1,547.17	412.30
庄 川	高山市（旧高山市、旧丹生川村、旧清見村、旧宮村及び旧国府町の区域に限る。）、飛騨市（旧神岡町の区域を除く。）、高山市（旧庄川村の区域に限る。）、大野郡	1,425.80	873.53
飛騨川上流	高山市（旧久々野町、旧朝日村及び旧高根村の区域に限る。）、	936.02	189.15
飛騨川中流	下田市	1,061.51	373.21
飛騨川下流	美濃加茂市、加茂郡	136.52	261.38
長良川上流	郡上市	989.16	536.67
長良川下流	岐阜市、関市、美濃市、各務原市、山県市	647.88	657.09
揖斐川上流	本県市、揖斐郡	2,687.12	1,105.46
揖斐川下流	大垣市、海津市、養老郡、不破郡	143.93	416.66
木 曾 川	中津川市、恵那市（旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域を除く。）、多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡	735.37	813.86
多治見地区	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡	56.42	522.61
矢 作 川	恵那市（旧明智町、旧串原村及び旧上矢作町の区域に限る。）、	47.83	254.02

保安林種別	同一の単位とされる保安林の集団	皆伐面積の限度たる面積 (単位：ha)
揖斐郡揖斐川町	揖斐郡揖斐川町（旧揖斐川町の区域に限る。）、	1.48
揖斐郡池田町	揖斐郡池田町	17.70
郡上市	郡上市（旧大和町の区域に限る。）、	2.84
郡上市	郡上市（旧白鳥町の区域に限る。）、	4.56

岐阜防衛林 千代安	郡上市 (旧明宝村の区域に限る。)	2.96
	恵那市 (旧恵那市の区域に限る。)	1.46
	中津川市 (旧福岡町の区域に限る。)	2.24
	下田市 (旧金山町の区域に限る。)	2.16
	高山市 (旧高山市の区域に限る。)	1.90
	高山市 (旧朝日村の区域に限る。)	3.22
	高山市 (旧高根村の区域に限る。)	0.60
	飛騨市 (旧宮川村の区域に限る。)	0.96
	岐阜市	4.00
	郡上市 (旧野津村の区域に限る。)	2.46
保健保安林	郡上市 (旧和良村の区域に限る。)	1.12
	多治見市 (旧多治見市の区域に限る。)	2.58
	下田市 (旧金山町の区域に限る。)	10.18
	高山市 (旧園府町の区域に限る。)	1.48

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年四月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 boodecockids
- 三 代表者の氏名 若林 佳子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市大平町三丁目五三番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、理念とする「おもいやり」を大切に、安心して子育てできることを願い、全ての子育て家庭の子どもに託児に関する事業、また子育て家庭への子育て支援及び子育て相談、子育て情報に関する事業を行い、子育てしながら社会の一員として活躍できる場を提供し、人々が元気に生活するということに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年五月十八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人居宅支援きざし
- 三 代表者の氏名 久郷 陽子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県各務原市鷺沼宝積寺町五丁目二番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、各務原市またはその近郊の在宅障害者及びその関係者のネットワークづくりを推進し、在宅障害者の自立支援の増進に関する事業を行い、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年六月一日から四月間岐阜県商工労働部商業流
通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意
見書を提出することができる。

平成二十四年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年五月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロー

株式会社あかのれん

三 建物の名称及び所在地

パロー各務原中央ショッピングセンター・あかのれん各務原店

岐阜県各務原市蘇原青雲町四丁目一番一七 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) パロー各務原中央ショッピングセンター・Vドラッグ各務原中央店

(変更後) パロー各務原中央ショッピングセンター・あかのれん各務原店

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

(変更前) 中部薬品株式会社 代表取締役 山口眞里 外一者

(変更後) 株式会社あかのれん 代表取締役 伊藤享司 外一者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五

条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十四年六月一日から四月間岐阜県商工労働部商業流
通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意
見書を提出することができる。

平成二十四年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十四年五月二十二日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社パロー

中部薬品株式会社

三 建物の名称及び所在地

パロー茜部店・中部薬品茜部薬局

岐阜市茜部本郷一丁目七八番 外

四 変更しようとする事項

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三〇分から午後八時三〇分

(変更後) 午前六時から午後十一時

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書

の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十四年六月一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課に

おいて縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

岐阜県知事 古 田 肇

<p>事業の種類</p>	<p>一 建物の名称及び所在地 ケンキー本巢小柿店 本巢市小柿下起一〇五六番 外</p> <p>二 意見の概要 本巢市長の意見 ・ 店舗周辺道路において、交通安全に十分注意すること。 (届出事項 新設) 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。 なお、その意見書は平成二十四年六月一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。 平成二十四年六月一日 岐阜県知事 古 田 肇</p> <p>一 建物の名称及び所在地 (仮称)スーパーセンターオークワ可児坂戸店 岐阜県可児市坂戸六二五 外</p> <p>二 意見の概要 意見なし(届出事項 新設) 土地改良事業の工事の完了 次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。 平成二十四年六月一日 岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>ため池等整備事業</p> <p>鬼 谷 地 区</p> <p>平成三三・一一・七</p>
<p>施行に係る地区名</p>	<p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>公共測量の実施 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により本巢市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 平成二十四年六月一日 岐阜県知事 古 田 肇</p>
<p>工事完了年月日</p>	<p>平成二十四年六月一日</p>	<p>一 作業機関 本巢市</p> <p>二 作業種類 公共測量(道路台帳更新)</p> <p>三 作業期間 平成二十四年五月二十八日から 同 二十五年三月二十二日まで</p> <p>四 作業地域 本巢市全域 土地改良区役員の退任及び就任 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。 平成二十四年六月一日 岐阜県知事 古 田 肇</p>
<p>退任した役員</p>	<p>岐阜県知事 古 田 肇</p>	<p>退任した役員</p>

土 改 良 区 名	地 名	年 月 日	就 任	役 名	氏 名	住 所
土 改 良 区	萩原小坂 連合土地 改良区	平成 二四・三・三		理事	齋藤源雄	下呂市萩原町宮田 一一一番地
				同	大前勝則	同 一五四九番地二
				同	山下浩正	下呂市小坂町長瀬 三三七番地二
				同	日下部俊雄	小坂町 二〇七番地
				同	門初治	下呂市萩原町宮田 一〇七九番地
				同	今井數惠	同 八九一番地
				同	二村明治	同 一二五二番地
				同	野尻弘	下呂市小坂町長瀬 一八〇六番地
				同	後藤文雄	同 二六〇番地一
				同	清水洋輔	同 六七九番地
				監事	中島良孝	下呂市萩原町宮田 六一三番地
				同	下平忠雄	同 一七三九番地一
				同	荒井久永	同 一三六番地一
				同	日下部俊雄	下呂市小坂町小坂町 二〇七番地
				同	田立陸平	同 二九一番地
				同	水谷勝美	下呂市萩原町宮田 一五三八番地一
				同	船坂等	同 五七七番地
				同	夏目忠明	同 一八二四番地
				同	大林隆平	同 三二七番地
				同	田添幹夫	同 四三七番地
				同	井戸兼平	同 七九六番地
				同	齋藤恭平	同 六三二番地

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十四年六月一日

岐阜県知事 古田 肇

土 改 良 区 名	地 名	年 月 日	退 任	役 名	氏 名	住 所
土 改 良 区	小坂第一 土地改良 区	平成 二四・三・三		理事	荒井治義	下呂市小坂町門坂 一二七番地
				同	坂上清	同 二八一番地
				同	住弥	下呂市小坂町大垣内 一三三八番地
				同	小林和郎	同 一一九三番地
				同	桑ヶ谷光司	同 一五四番地
				同	野尻正一	同 二八四番地
				同	吉田寿男	下呂市小坂町大垣内 一三六八番地
				同	大森昭義	同 一四四〇番地一
				同	野尻源藏	同 一五〇六番地二
				同	大森文男	同 一一〇一番地一
				同	森本重俊	同 一五六番地一
				同	今井千冬	同 一三五六番地

小坂第二土地改良区	土地改良区名
平成二四・五・二一	認可年月日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月一日

岐阜県知事 古田 肇

土地改良区の定款の変更認可

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住居	所
小坂第一土地改良区	平成二四・四・一	理事	荒井治義	下呂市小坂町門坂	一二七番地
同	同	同	坂上清	同	二八一番地
同	同	同	住 弥	下呂市小坂町大垣内	一三三八番地
同	同	同	小林和郎	同	一一九三番地
同	同	同	桑ヶ谷光司	下呂市小坂町門坂	一五四番地
同	同	同	野尻正一	同	二八四番地
同	同	同	吉田寿男	下呂市小坂町大垣内	一三六八番地
同	同	同	大森昭義	同	一四四〇番地
同	同	同	野尻源藏	同	一五〇六番地
同	同	同	大森文男	同	一二〇一番地
同	同	同	大森重俊	下呂市小坂町門坂	一五六番地
同	同	同	今井千冬	大垣内	一三五六番地
同	同	同	中原則之	同	一二〇四番地

就任した役員

同 中原則之 同 一二〇四番地

平成二十四年六月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社